

令和6年度第1回甲斐市都市計画審議会の記録

1. 都市計画審議会の概要

日時：令和6年12月6日（金）午後2時～午後3時30分

会場：竜王庁舎本館3階 大会議室

□次 第

○令和6年度第1回甲斐市都市計画審議会

1. 開会
2. 委員紹介
3. 職員紹介
4. 市長あいさつ
5. 会長あいさつ
6. 諮問
 - (1)「甲府都市計画（都市公園）の変更」について
 - (2)「甲府都市計画・韮崎都市計画（公共下水道）の変更」について
7. 案件
 - (1)「甲府都市計画（都市公園）の変更」について
 - (2)「甲府都市計画・韮崎都市計画（公共下水道）の変更」について
 - (3)「都市計画マスタープランの進捗管理」について
8. その他
9. 閉会

□配布資料

1. 次第、委員名簿
2. 甲府都市計画公園の変更について
3. 赤坂台総合公園都市計画決定の変更に係る住民説明会【実施報告書】
4. 甲府都市計画・韮崎都市計画（公共下水道）の変更について
5. 都市計画マスタープラン進行管理について

□出席者（○は出席）

* 敬称略

1号委員

○山口 雅典
○清水 正二
○北村 真一
○雨宮 正英
○上條 幹人
○新谷 憲司
○山本 賢治

2号委員

○小澤 重則
○松井 豊
○金丸 幸司

3号委員

○壺屋 嘉彦
○穴水 剛
桂嶋 恵美
中込 清美
○田中 陽子

◆市長

○保坂 武

◆事務局

○都市建設部 部長
○都市計画課 課長
○都市計画課 まちづくり推進係長
○都市計画課 まちづくり推進係
○都市計画課 まちづくり推進係

箭本 太
久保 欽一
小林 悟
齊藤 圭吾
石川 優美

◆案件担当課

○公営企業部 部長
○上下水道業務課 課長
○上下水道業務課 下水道総務係長
○上下水道業務課 下水道総務係
○上下水道業務課 下水道総務係
○上下水道工務課 課長
○上下水道工務課 下水道施設係

小宮山 尚
保坂 義実
加藤 実奈
河野 繭子
青柳 悠平
中島 茂樹
櫻田 隆樹

2. 発言要旨

○令和6年度第1回甲斐市都市計画審議会

1. 開式

(事務局)

- ・ 定刻となったので、ただいまから「令和6年度第1回甲斐市都市計画審議会」を開催する。
- ・ 本日の審議会は、委員総数15名のうち12名の出席をいただいている。過半数の出席が認められたので、甲斐市都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、本日の会議が成立していることを報告する。
- ・ 本日の審議会は甲斐市審議会等の設置及び運営に関する指針に基づき、公開での開催とする。

2. 委員紹介

- 昨年度審議会以降、変更があった委員について紹介

3. 職員紹介

- 所管職員、案件担当職員の紹介

4. 市長あいさつ

5. 会長あいさつ

6. 諮問

- 保坂市長から山口会長へ諮問書を手交

7. 案件

(事務局)

- ・ 都市計画審議会の議長は、会長が務めることとなっているので、ここからの進行は会長にお願いする。

(議長)

- ・ それでは、先ほど諮問された甲府都市計画（都市公園）の変更についてだが、都市計画の種類は甲府都市計画公園5・4・1号赤坂台総合公園である。事務局から説明をお願いします。

- 案件①「甲府都市計画（都市公園）の変更」について事務局から説明

(議長)

- ・事務局から説明が終了した。本案件について委員から質問などはあるか。

(委員)

- ・資料 11 ページに図示された都市計画決定区域の一番右側にあたる部分は、現在ドラゴンパークとして利用されているのか。

(事務局)

- ・該当部分については、平成 7 年都市計画決定が行われたが、地権者と折り合いがつかず未供用のままとなっている。

(委員)

- ・そのままの状況で計画に影響はないのか。申請を行っても問題はないのか。

(事務局)

- ・未供用部分を廃止して新しい区域を追加するという選択肢もあれば、今回のように廃止をせず区域を追加するという選択肢もある。どちらについても問題はない。

(委員)

- ・各イベント時に駐車場が離れてしまう不便な状況を受けて、近くに広い駐車場があればと思っていたので、出来ることについては個人的には賛成である。
- ・駐車台数について、この規模で足りるのか。駐車場不足の問題は解消されるのか。

(事務局)

- ・今回駐車場を広げるにあたって、適正な駐車場面積を算出した。あくまで机上の話になってしまうので、実際に足りるかどう点については断言できないが、県や国に申請を行う中で、駐車場面積の根拠となる資料は必要となるため、様々な情報を加味して想定を行って、駐車場面積の算出を行っている。
- ・また、本公園については、地域防災計画の中で仮設住宅の建設予定地に指定されている。そういった視点からの検討も行っている。防災備蓄倉庫の建築も予定しており、単純に駐車場として利用するだけではないため、そういった兼ね合いの中で、駐車台数を決定している。

(委員)

- ・利用予定土地の貸与、用地取得などの見込みはたっているのか。

(事務局)

- ・予定地内地権者は 5 名である。それぞれの地権者に市に購入意志があった場合、売却を検討してもらえるかと打診済みであり、概ね前向きな回答をいただいている。

(議長)

- ・他に意見はないか。ないようであれば、駐車場不足の解消・防災対策・都市公園面積の増加という観

点から検討し、本都市計画原案について妥当なものとして認めることと答申しようと思うがいかかか。

(委員一同)

- ・異議なし。

(議長)

- ・それでは本案件の答申はそのように取り扱うこととする。

(議長)

- ・次に、甲府都市計画・韮崎都市計画（公共下水道）の案件に移る。事務局から説明をお願いします。

●案件②「甲府都市計画・韮崎都市計画（公共下水道）の変更」について事務局から説明

(議長)

- ・事務局から説明が終了した。補足になるが、旧敷島町と旧竜王町については甲府都市計画、旧双葉町については韮崎都市計画に該当する。本案件について委員から質問などはあるか。

(委員)

- ・資料の総括図について、何となくどれが何の線かはわかるのだが、総括図の見方について改めて説明をお願いしたい。

(事務局)

- ・総括図内黄色の線で囲まれているところについては、既に計画として認可が下りているエリアである。緑色の線で囲まれ、その中をピンクで塗ってあるものについては、今回拡大を行うエリアである。1番大枠のピンク色の線が甲斐市全体エリアを囲うものになっている。

(委員)

- ・別紙資料に地番等も書いてあるので良いかと思うが、今後は資料をもう少し明確につくってもらうことを要望する。

(事務局)

- ・承知した。見づらいところがあり、大変申し訳なかった。

(議長)

- ・他に意見はないか。ないようであれば、本都市計画原案についても妥当なものとして認めることと答申しようと思うがいかかか。

(委員一同)

- ・異議なし。

(議長)

- ・ それでは本案件の答申はそのように取り扱うこととする。
- ・ 答申書案作成について、事務局に依頼する。

(事務局)

- ・ 両案件ともご審議いただき感謝申し上げます。このあと、事務局にて両案件の答申書案を作成し、審議会にて内容の確認をお願いしたい。答申書案作成の間暫時休憩とする。

【 休 憩 】

(議長)

- ・ 答申書案が手元に配布されているかと思う。それぞれ読み上げさせていただく。
- 答申書案をそれぞれ朗読

(議長)

- ・ この答申書案のとおりで、本審議会の答申としようと思うがいかがか。

(委員一同)

- ・ 異議なし

(議長)

- ・ 両案件については、これをもって答申を行うこととする。

(議長)

- ・ それでは次の案件に移る。事務局から説明をお願いする。

●案件③「都市計画マスタープランの進捗管理」について事務局から説明

(議長)

- ・ 事務局から報告が終了した。本案件について委員から質問などはあるか。

(委員)

- ・ これについて、毎年度行っていくものか。

(事務局)

- ・ 進行管理シート案内に評価を行う年次を記載している。基本的には回答する年度の前年度の実績を書いていってもらいイメージである。

(議長)

- ・ 進行管理シート案について、具体的な取組については事務局の方でこれから調整を行うということだが、年度ごとの実績について、評価区分と記載されている区分に従って評価していくということか。

(事務局)

- ・ 具体的な取組内容については、計画の記載内容がそもそも都市計画課内だけのものではなく、他部署の内容等も含まれているため、協議を行いながら内容を決定していく。
- ・ 評価区分についてだが、これをつくるにあたり、県内他市町村を調べてみたが、こういった進行管理を行っている市町村はなく、他県の事例なども参考にしながらつくったものである。わかりやすい区分がないと管理がしにくいであろうということを踏まえ、この区分の採用を検討している。

(委員)

- ・ 資料について、内容と表題があっていないところが見受けられるが、これは誤植か。

(事務局)

- ・ 誤植である。大変申し訳なかった。

(委員)

- ・ これは一年に一回関係課に照会をかけて、所管課で取りまとめを行ってということになるかと思うが、その結果については公表を行うのか。庁内で取り扱うのみになるか。

(事務局)

- ・ 現状公表といったことは検討していない。基本的には、次回計画見直し時に現行計画の振り返りの材料の一つとすることを目的としている。公表について、今後その必要性が出てくるようであれば、また別途検討を行っていく。

(委員)

- ・ 今回この取組について、新しく取り入れるものであるということだったが、前計画などでも行っていないのか。

(事務局)

- ・ 都市計画マスタープランの指標は、一般的に総合計画などのように具体的な数値指標などを設けるものでもないため管理が難しく、こういった取組を行っている市町村自体が少ない。今の都市計画マスタープランは令和3年に改定を行ったものであるが、次回の改定に向けて現行計画の進捗状況を管理し、実態を把握することで、次の計画をより良いものにしていきたいと思っている。

(委員)

- ・ 令和3年からここまでの経過を含めて、これを作成したものであるかと思うが、ここまでの分は同じように振り返りを行わないのか。

(事務局)

- ・ご指摘のとおり、改定を行った令和3年度の翌年度から行っていくべきではあったと思う。先ほども申し上げたとおり、こういった取組を行っている市町村自体が少ない状況である。計画の性質上、厳密に管理を行っていくのが難しいからである。管理の方法などを考えていく中で、ようやく今回この管理方法を確立しようとしているところである。過去に遡っての管理も検討は行ったが、今回は、あくまで今時点以降での管理を目指すこととした。

(委員)

- ・今回の管理方法は、計画に定められたとおり PDCA サイクルに則って行うとのことだが、今後社会情勢等の変化により必要が生じた場合には、計画の記載内容自体についても見直しを行うのか。

(事務局)

- ・今回の管理は計画の記載内容に基づくものであり、現段階では計画の記載の見直しまでは検討していない。本計画が先 20 年を見据えたものであることから、長期的な視点で目標を設定されている。

(議長)

- ・他には意見はないか。ないようであれば、本案件は報告案件であり、特に審議会としての意見を求めるものではないため、これにて案件を終了とする。

8. その他

(事務局)

- ・事務局から3点、事務連絡を行う。
- ・1点目は、本日審議いただいた諮問案件の答申についてだが、後日山口会長から市長へ答申書を渡していただくことをもって答申を行う予定である。答申書を受領後、両案件については正式に都市計画として決定を行う予定である。

- ・2点目は、12月21日に山梨県北杜市須玉ふれあい館にて開催が予定されている、中部横断自動車道北部区間の都市計画原案公聴会についてだが、担当より詳細の説明を行う。

●公聴会の開催予定について担当から説明

- ・3点目は、都市計画審議会終了後に本会議室にて開催される甲斐市公共下水道事業審議会についてだが、このあと暫時休憩を挟み、開催を予定している。両審議会を兼任してくださっている委員については、出席いただくようお願い申しあげる。

9. 閉会

(事務局)

- ・以上で、令和6年度第1回甲斐市都市計画審議会を終了する。長時間に渡りご審議いただき、感謝申し上げます。

●最後に挨拶を交わして閉会